

## 住民の健康の維持・増進に向けて国民健康保険制度の改善を求める意見書

「持続可能な医療保険制度の構築」を目的とした法改正により、平成30年度より都道府県が財政運営の責任主体となるなど、国民健康保険制度の運営に大きな変革がもたらされます。このため平成28年1月には「都道府県国民健康保険運営方針策定要項(案)」が厚生労働省より示されています。

国民健康保険法は、国民健康保険について「社会保障及び国民保健の向上に寄与する」ことを目的に定めています(同法第1条)。さらに、国の義務として「国民健康保険事業の運営が健全に行われる」よう努めることとしています(同法第4条)。つまり、国民健康保険とは、まず国が事業運営に責任を負う社会保障制度であり、加入者間の相互扶助を基調とした保険とは異なるものです。

厚生労働省は、「国民健康保険に係る財政運営の責任を担う主体(保険者)を都道府県としつつ、国民健康保険の運営に関する業務について、都道府県と市町村が適切に役割分担を行う」として、「都道府県が地域医療の提供水準と標準的な保険料等の住民負担のあり方を総合的に検討することを可能とする体制」の実現を展望しています。今後、都道府県と各市町村が協議し、平成30年度実施に向けた「運営方針」を決定していくとしています。

しかし、国民健康保険の加入者の多くは、年金生活を送る高齢者や非正規雇用など低所得労働者であり、いまでも「高額な保険料」や、滞納による短期証・資格証交付による受診抑制の問題、差押え処分に伴う生活保障の問題など、厳しい状況が山積している状況です。新たな運営方針のもとで、「持続可能な医療保険制度」と「国民保健の向上」がともに図られるよう、国における一層の尽力が期待されているところです。

よって政府及び広島県におかれましては、住民の健康の維持・増進に向けて、国民健康保険制度の改善を講じられるよう、下記の事項を

実現されるよう要望するものです。

- 1 社会保障制度としての国民健康保険を維持できるよう、国庫負担をさらに引き上げ、保険者・被保険者の負担軽減に一層努めること。
- 2 保険料は「応能負担」を原則とし、とりわけ子供に係る保険料（均等割）額の負担軽減などの措置を設けること。また自治体が独自に負担軽減措置を設けることについて、これを尊重すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年12月20日

尾道市議会

関係行政庁あて